

転職先の事業所で高年齢雇用継続給付の支給を再開する場合の留意点をお示しします。

新たに雇用保険の被保険者（以下「被保険者」という。）となった方が、以前に高年齢雇用継続給付の受給資格確認手続きを行っており、新たに被保険者となった事業所で高年齢雇用継続給付の支給を受けられる可能性がある場合、資格取得届の届出後にハローワークから交付する『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）』に「***高年齢雇用継続給付受給可」と表示されます。

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 （事業主通知用）のイメージ

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）					
確認（受理）通知年月日	雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認（通知）します。			上野	公共職業安定所長 所長印
R070720					
被保険者番号	事業所番号	管轄区分	資格取得年月日		
5050-123456-7	1301-987654-3	0	R070701		
被保険者氏名	性別	生年月日（元号一年月日）	取得時被保険者種類	転勤の年月日	
コレイ バコ	2 (1 男 2 女)	4 020401 (2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和)	1 (1 又は9 又は5 一般 2 又は3 短期 11 高年齢(65歳以上))		
事業所名称					
株式会社 行政物流	***高年齢雇用継続給付受給可				

「***高年齢雇用継続給付受給可」と表示された方が、次の要件に該当する場合は、高年齢雇用継続給付の支給対象となります。

- ① 支給対象月の初日から末日まで被保険者であること。
- ② 支給対象月中に支払われた賃金が、60歳到達時等賃金月額額の75%未満に低下していること。
- ③ 支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていないこと。

※支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上の場合や、算定された支給額が最低限度額以下の場合、不支給となりますので、ご了承ください。

「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書（高年齢雇用継続給付用）」の写しまたは「高年齢雇用継続給付支給再開申請書」等を事業所の所在地を管轄するハローワークに提出することにより、**本人が高年齢雇用継続給付の支給申請を行うことに同意していることを確認した場合**は、『高年齢雇用継続給付支給申請書』を交付します。

※電子申請にて高年齢雇用継続給付を申請された場合、上記書類等により支給申請に本人が同意していることが確認できたときは、支給申請書の処理を行うことができます。

●高年齢雇用継続給付の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が支給申請を行う必要があります。

●被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことも可能です。

●支給対象月に被保険者の前職の賃金の支払いがある場合、前職分の給与明細等の添付もお願いいたします。

●転職先への事業所への再就職に際し、再就職手当を受給された場合は、高年齢雇用継続給付の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

●高年齢雇用継続給付の支給申請について、詳しくはパンフレット『高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続について』をご覧ください。

高年齢雇用継続給付支給再開申請書

高年齢雇用継続給付の支給を再開することができる状態である旨の通知を受けたので、高年齢雇用継続給付の支給再開を申請します。

令和 年 月 日
公共職業安定所長 殿

申請者生年月日 昭和 年 月 日

申請者（本人）氏名

勤務先（再就職先）事業所名：

※高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

そのことから、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下していない月については、高年齢雇用継続給付の申請をされても、不支給となりますので、あらかじめご了承ください。

また、今回の就職に際し、**再就職手当**を受給された方については、高年齢雇用継続給付受給の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

なお、高年齢雇用継続給付支給再開の申請については任意であり、強制では
ございません。